

(ア)特別徴収を開始する年度における徴収

	普通徴収		特別徴収		
納期月または徴収月	6月	8月	10月	12月	2月(翌年)
納期限	6月末日	8月末日			

(イ)特別徴収が継続している場合の徴収

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月(翌年)